

# 船橋市高齢者福祉施設整備費補助金の交付に関する要綱

## (目的)

第1条 市長は、高齢者福祉施設の施設整備を行う法人に対し、予算の範囲内において船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき高齢者福祉施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、介護保険制度におけるサービス基盤を整備することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者福祉施設 別表1内「施設種別」欄に定めるものをいう。
- (2) 施設整備 別表2内「整備区分」欄に定めるものをいう。
- (3) 補助基本額 別表1内「補助基本額」欄に定める額をいう。
- (4) 単位 別表1内「単位」欄に定めるものをいう。
- (5) 調整率 別表2内「調整率」欄に定める割合をいう。

## (交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた法人とする。

- (1) 市内において、市長が必要があると認める高齢者福祉施設を経営し、又は経営しようとしていること。
- (2) 施設及び設備が市の定める基準を満たしていること。

## (補助の対象としない経費)

第4条 補助金は、次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適當と認められない費用

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助基本額に調整率および単位を乗じた金額（計算の過程で1,000円未満の端数が生じた場合、その都度端数を切り捨てるものとする）の範囲内かつ予算の範囲内で、市長が必要があると認める額とする。

## (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人の代表者（以下「申請者」という。）は、船橋市高齢者福祉施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付可否の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市高齢者福祉施設整備費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金に係る事業（以下「事業」という。）に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - イ 建物等の用途
  - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させことがある。

- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けではない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) (1)から(11)により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市に納付させことがある。

（変更等の承認申請）

第9条 第7条第1項の規定による交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第8条第1号から第3号の規定による承認を受けようとするときは、船橋市高齢者福祉施設整備費補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

（変更等の承認等）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を船橋市高齢者福祉施設整備費補助事業計画変更（中止・廃止）可否決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか先に到来する日までに船橋市高齢者福祉施設整備費補助金実績報告書（第5号様式）により、市長に報告しなければならない。

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市高齢者福祉施設整備費補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知する。

(交付の時期等)

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、当該補助事業の出来高に応じて交付することができる。

(交付決定の取消等)

第14条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく高齢者福祉施設を閉鎖し、又はその用途を変更したとき。
- (4) この要綱若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかつたとき。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市高齢者福祉施設整備費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一社、一所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月15日から施行する。
- 2 平成17年中に事前協議を完了していた平成18年度事業分の補助については、第2条(6)「交付金交付額」を同条(5)「補助基本額」と同額とみなすものとする。
- 3 平成17年中に事前協議を完了していた平成18年度事業分の補助については、第3条(2)は適用しないものとする。
- 4 平成17年中に事前協議を完了していた平成18年度事業分の補助については、第5条第2項について、「かつ交付金交付額の範囲内」の部分を削除して適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月2日から施行する。
- 2 既に補助内示を完了している平成18年度事業分の補助については、旧要綱の取扱いに準じるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年度予算にかかる補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 平成25年度事業の平成26年度への繰越事業分の補助については、旧要綱の取扱いに準じるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

第1号様式

船橋市高齢者福祉施設整備費補助金交付申請書

年　月　日

船橋市長 あて

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

高齢者福祉施設整備費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 歳入歳出予算書
- (4) 契約書又は請書（見積書）の写し
- (5) 位置図、配置図、平面図及び立面図
- (6) 各室ごとの室名及び面積を明らかにした表
- (7) その他市長が必要があると認める書類

3 消費税の適用に関する事項（該当するものに□）

(1) 補助金交付額の算定

□消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

□消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税  
仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

□免税事業者である

□簡易課税事業者である

□消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

□その他（ ）

第2号様式

船橋市高齢者福祉施設整備費補助金交付可否決定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けで申請のあった高齢者福祉施設整備費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

- (1) 交付決定額 円
- (2) 交付の条件

船橋市高齢者福祉施設整備費補助金の交付に関する要綱第8条による。

2 交付しない。

理由

第3号様式

船橋市高齢者福祉施設整備費補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

年　月　日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

年　月　日付け 第　号で交付決定のあった高齢者福祉施設整備事業を  
計画変更

中 止 したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

廃 止

記

1 計画変更、中止又は廃止年月日 年　月　日

2 計画変更、中止又は廃止の理由

3 補助事業の内容（計画変更の場合）

変更前

変更後

第4号様式

船橋市高齢者福祉施設整備費補助事業計画変更（中止・廃止）可否決定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日 付けで申請のあった高齢者福祉施設整備事業の  
計画変更

中 止 について、下記のとおり決定したので通知します。

廃 止

記

1 承認する。

2 承認しない。

理由

第5号様式

船橋市高齢者福祉施設整備費補助金実績報告書

年　月　日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

印

年　月　日付け 第　号で交付決定のあった高齢者福祉施設整備費補助金  
に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績の報告書
- 2 精算額算出内訳書
- 3 歳入歳出決算書(見込書)
- 4 検査済証の写し
- 5 検収調書の写し
- 6 建物内外主要部分の写真
- 7 その他市長が必要があると認める書類

第6号様式

船橋市高齢者福祉施設整備費補助金確定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、  
下記のとおり通知します。

記

1 交付確定額	円
2 交付決定額	円

第7号様式

船橋市高齢者福祉施設整備費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日付 第 号により交付決定があった船橋市高齢者福祉施設整備費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市高齢者福祉施設整備費補助金に係る消費税仕入控除税額  
(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他(返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など)

3 添付資料

・返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)

・別添添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別表 1

施設種別	補助基本額	単位	対象
特別養護老人ホーム（定員 30 名以上） （ユニット型個室・従来型居室） （併設ショートステイ居室）	450 万円 370 万円	定員	社会福祉法人

※ 1 併設ショートステイ居室については、20床を上限とする。

別表 2

整備区分	整備内容	調整率
創設	新たに施設を整備すること。	1.00
増築	既存施設の定員を増加させるための整備を行うこと。	1.00
改築	既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。	1.20
改修	既存の特別養護老人ホーム（多床室）をユニット型に転換するため、居室環境等の改善整備を行うこと。	0.50
改修	既存の特別養護老人ホーム（個室）をユニット型に転換するため、居室環境等の改善整備を行うこと。	0.25